

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部改正等について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第148号。以下「改正政令」という。）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令（平成22年環境省令第11号。以下「改正省令」という。）が平成22年6月16日に公布、施行された。

ついては、下記のとおり改正の趣旨並びに内容及び留意事項を取りまとめたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的な助言として通知する。施行の際の参考にするとともに、貴管下市町村長に対し、必要に応じ周知方お願いする。

記

第1 改正の趣旨

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年4月厚生労働省告示第183号）により、0.4ppmを超えるカドミウムを含む米が公衆衛生の見地から販売等が禁止される食品に位置付けられたことを踏まえ、人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正を行うこととした。

また、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定のための試料を採取するほ場全体の濃度レベルをより適切に評価するため、当該採取する方法の改正を行うこととした。

第2 改正の内容及び留意事項

1. カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正

(1) 改正の内容

- ① その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4 mgを超えると認められる地域であること（改正政令による改正後の農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号。以下「令」という。）第2条第1項第1号）。
- ② ①の地域の近傍の地域のうち①の地域と同程度以上に土壌にカドミウムを含

有し、かつ、おおむね同一の土性を有する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び①の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められる地域であること（令第2条第1項第2号）。

(2) カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定に当たっての留意事項

農用地土壌汚染対策地域の指定は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、当該農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められる地域又はそれらのおそれが著しいと認められる地域として政令で定める要件に該当する地域について行うこととされており、指定に当たっては、改正省令による改正後の農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（以下「改正後の検定省令」という。）により検定した結果に基づき、さらに、水管理の実施状況、気象条件、過去の検定の結果等を踏まえ、総合的かつ合理的に判断されたい。なお、過去の検定の結果がない場合であっても、農用地土壌汚染対策地域に指定できる。

ここにいう水管理とは、湛水管理を含め、当該地域において生産される米の品質管理のために通常行われる水管理をいう。また、過去の検定の結果については、その測定が行われた際の水管理の実施状況、気象条件についての記録があることが望ましいが、記録がない場合も含めて、改正省令による改正前の農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定方法を定める省令に基づき測定された値であれば、それを判断材料の一つとして用いても差し支えない。

また、令第2条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の要件が定められているが、その運用に当たっては、次の①及び②の事項に留意されたい。

① 令第2条第1項第1号について

令第2条第1項第1号に規定する「その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラムを超えると認められる地域であること」とは、改正後の検定省令による検定の結果、0.4mg/kgを超えるカドミウムを含有する米が生産されたと認められる地域をいうものとする。

② 令第2条第1項第2号について

令第2条第1項第2号に掲げる要件に該当する地域（以下「2号地域」という。）は、人の健康を損なうおそれがある農産物が生産される「おそれが著しい地域」として、同項第1号に掲げる要件に該当する地域（以下「1号地域」という。）と一体的に指定及び対策が行われる必要があるとして指定されるものであり、その指定に当たっては、以下のアからエまでに留意し、総合的かつ合理的に判断されたい。

ア 令第2条第1項第2号の「前号の地域の近傍の地域」とは、1号地域に囲まれた地域や1号地域のすぐ隣の地域のほか、1号地域と水系又は汚染原因が同一であると認められる地域等をいうものとする。

イ 令第2条第1項第2号イの「その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること」とは、1号地域の土壤に含まれるカドミウムの量と比べ、その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が同程度であるか、又はこれより多い地域をいうこと。この場合において、1号地域の土壤に含まれるカドミウムの量にかなりの幅があるときは、これらの量のうち極端に低いものを除いた残りのうちの低いものを基準として判断するものとする。

ウ 令第2条第1項第2号ロの「農用地の土性がおおむね同一である」か否かを判断するに当たっては、その地域の土壤と1号地域の土壤が、粒径分析の結果から別表に定める分類方法により分類された場合に、同一の区分に属するか否かによって判断するものとする。

エ 令第2条第1項第2号の「前号の地域の近傍の地域」のうち、

i) 1号地域に囲まれた地域や1号地域のすぐ隣の地域にあっては、令第2条第1項第2号イ及びロに掲げる要件に該当する場合において、改正後の検定省令による検定の結果、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が0.4 mg/kgよりある程度低いものであっても、今後、0.4 mg/kgを超える可能性があると思込まれるときは、2号地域に該当するものとする。

ii) i) 以外の地域にあっては、改正後の検定省令による検定の結果、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が天候、水利状況等の条件如何によっては、0.4 mg/kgを超えるであろうことも考えられるような比較的0.4 mg/kgに近い程度でなければ、たとえ令第2条第1項第2号イ及びロに該当しても2号地域に該当しないものとする。

(3) (2)のほか、(1)の改正に伴い、法第7条に基づき排水基準等を設定し、又は当該排水基準等を変更するために必要な措置を講じようとする場合には、0.4 mg/kgを超えるカドミウムを含む米が生産されることがないようにするために必要かつ十分な水準の許容限度を定めることとされたい。

2. 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定のための試料の採取方法の改正

(1) 改正の内容

- ① 検定に係る農用地の面積のおおむね2.5haにつき1箇所割合で、試料を採取するほ場を選定すること（改正後の検定省令第1条第1号）。
- ② ①により選定されたほ場の中央地点及び当該ほ場内のその他の4地点に生育している稲を採取し、並びにこれらの5地点において地表からおおむね15 cmまでの土壤を採取すること（改正後の検定省令第1条第2号）。

- ③ ②により採取された稲に付着している土壌等を除去し、当該稲を風乾した後、まとめて脱穀及びもみすりをして得た米を精選すること（改正後の検定省令第1条第3号）。
 - ④ ②により採取された土壌を風乾した後、非金属製の2mmの目のふるいを通わせて得た土壌をそれぞれ同じ重量混合すること（改正後の検定省令第1条第4号）。
- (2) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定のための試料の採取に当たっての留意事項
- ① 縮尺3,000分の1程度の平面図をベースマップとして、1区画がおおむね2.5haとなるように方眼を組み、その交点を含むほ場を、改正後の検定省令第1条第1号の試料を採取するほ場（以下「試料採取ほ場」という。）とする。なお、必要に応じて、試料採取ほ場の数を増やしても差し支えないこと。
 - ② 試料採取に当たっては、カドミウムの稲への吸収の程度が、特に水管理の実施状況により大きく変動することを踏まえ、その地域において通常行われる水管理が実施されているほ場を対象にするものであること。ここにいう「その地域において通常行われる水管理」とは、1.(2)と同様であること。
 - ③ 改正後の検定省令第1条第2号の「その他の4地点」の設定は、当該試料採取ほ場に均等に分布するように行うこと（別図参照）。なお、地形の特殊性その他の理由により当該試料採取ほ場の中央地点及び当該試料採取ほ場内のその他の4地点において稲及び土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、それらの地点の近隣に稲及び土壌を採取する地点を設定しても差し支えないこと。
 - ④ 改正後の検定省令第1条第2号の稲の採取は、同号の5地点それぞれに立毛している稲4株程度（玄米として100gから200g程度）を刈り取ることにより行うものであること。
 - ⑤ 改正後の検定省令第1条第2号の土壌の採取は、「地表からおおむね15センチメートルまで」の深さにある土壌を採取することにより行うこととされているが、耕盤等が地表から15cmまでの深さにある場合には、当該耕盤等の深さまでの土壌を採取すれば足りるものであること。また、当該土壌の採取は、ハンドオーガ等を用い、1kg程度の土壌を垂直に切り取ることにより行うものであること。さらに、当該土壌の採取は、同号により採取される稲の株に囲まれた範囲の中心の位置において行うなど、試料となる米と土壌との間の関連性が確保されるようにすることが望ましいこと。当該土壌の採取をしようとする場合において、畝立等によりほ場の表面が不均一であるときは、畝内畝間を平にするものであること。

別表

土性区分	分類基準
1 微粒質	土層(作土0~15 cm)の粘土含量 25%以上
2 細粒質	〃 15~25%
3 中粒質	〃 0~15%(ただし砂含量85%以下)
4 粗粒質	〃 0~15%(ただし砂含量85%以上)

(注) この表中の粘土及び砂の定義並びにそれらの含量の測定方法は、国際土壌学会で定めた方法による。

別図

①ほ場が四角形でない等四隅がない場合の例 ②ほ場が四角形等四隅のある場合の例

